

## 議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第11回総会																																																																																																						
開催日時	令和3年1月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時30分 閉会																																																																																																						
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																																																																						
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																																																																						
出席者の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩</td><td>淵</td><td>勉</td><td>2番</td><td>佐々木</td><td>まき子</td><td>3番</td><td>櫻</td><td>井</td><td>利</td><td>光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅</td><td>原</td><td>之</td><td>5番</td><td>田</td><td>島</td><td>幹</td><td>6番</td><td>阿</td><td>部</td><td>晃</td><td>徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴</td><td>崎</td><td>専</td><td>8番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>瑛</td><td>9番</td><td>鈴</td><td>木</td><td>巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>幸</td><td>11番</td><td>松</td><td>野</td><td>秀</td><td>12番</td><td>阿</td><td>部</td><td>静</td><td>男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴</td><td>木</td><td>泰</td><td>14番</td><td>浅</td><td>野</td><td>和</td><td>15番</td><td>五</td><td>十</td><td>嵐</td><td>喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾</td><td>張</td><td>勝</td><td>17番</td><td>芳</td><td>村</td><td>忠</td><td>18番</td><td>三</td><td>塚</td><td>幸</td><td>毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳</td><td>賀</td><td>秀</td><td>20番</td><td>小</td><td>野</td><td>寺</td><td>21番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>久</td><td>順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上</td><td>野</td><td>栄</td><td>23番</td><td>門</td><td>馬</td><td>一</td><td>24番</td><td>高</td><td>橋</td><td>清</td><td>範</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>は早退委員）</p>	1番	岩	淵	勉	2番	佐々木	まき子	3番	櫻	井	利	光	4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳	7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木	巖	10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男	13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜	16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅	19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順	22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範
1番	岩	淵	勉	2番	佐々木	まき子	3番	櫻	井	利	光																																																																																												
4番	菅	原	之	5番	田	島	幹	6番	阿	部	晃	徳																																																																																											
7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	瑛	9番	鈴	木	巖																																																																																												
10番	佐	藤	幸	11番	松	野	秀	12番	阿	部	静	男																																																																																											
13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	和	15番	五	十	嵐	喜																																																																																											
16番	尾	張	勝	17番	芳	村	忠	18番	三	塚	幸	毅																																																																																											
19番	芳	賀	秀	20番	小	野	寺	21番	佐	藤	久	順																																																																																											
22番	上	野	栄	23番	門	馬	一	24番	高	橋	清	範																																																																																											
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、局長補佐 小林 仁、 農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉康哉、主査 千葉 貴行</p> <p>書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																																																																						
	<p>報告第44号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第45号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第46号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第47号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について</p> <p>議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第74号 非農地証明願について</p> <p>議案第75号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>																																																																																																						
会議結果	<p>議案第71号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第72号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第73号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第74号 願出のとおり証明することに決定した。</p>																																																																																																						

	議案第 75 号 原案のとおり決定した
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和 2 年度登米市農業委員会第 11 回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案書</li> <li>・ 議案書説明資料</li> <li>・ 農地法第 3 条調査書</li> <li>・ 諸般の報告</li> </ul>
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、13 番 鈴木 泰子 委員、14 番 浅野 和宏 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 44 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>

議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 44 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 5、報告第 45 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 45 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 46 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 46 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 47 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 47 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、報告第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画</p>

<p>議長</p>	<p>の取消について」を終わります。</p> <p>日程第9、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、借受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>8番 佐藤 瑛彦 委員</p>
<p>8番委員</p>	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年1月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号1番について、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。</p>

	<p>申請内容は、登米市迫町北方字三方島西地内の農地を、栗原市若柳に居住する賃貸人から、栗原市若柳に居住している賃借人が借り受け、耕作を行うものです。</p> <p>賃借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和3年1月25日</p> <p>現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員 10番 佐藤 幸治 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号2番について、21番 佐藤 久順 委員
	《支障なしの声を確認》
議長	進行番号7番について、9番 鈴木 巖 委員
	《支障なしの声を確認》
議長	進行番号8番について、1番 岩淵 勉 委員
	《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
1番委員	進行番号8番について、取引価格が異常に桁が違うのではないかと、事務局何か把握しているものはないですか。
事務局	3条と基盤強化は、基本的には本人たちの合意ですが、今回については申請時に聞き取りしたところ本人曰く、買収の金額、何をお話ししているかわかりませんが、それを参考にしたと話しはされています。金額が高い場合は、その後の農地以外の利用も想定されますが、農地として利用する確認をとり、それは農地として使うと伺いました。ただこの分につきましては、地区の委員や事務局もこれ

1 番委員	<p>から注視して行く必要があると思い、申請は預かりました。</p> <p>現地は農地として非常に丁寧にされていますが、そのすぐ隣が駐車場になっております。そこは全部農地として使うのではないのではないのかという気がしてならないです。例えば1年1作やって変えるのであればですが、出来れば変えるのであれば5条とかの指導は出来なかったのですか。</p>
事務局	<p>先行きが、転用の予定があれば当然転用ということになりますが、現時点においてはすぐさまどうとって転用するということは聞けませんでした。1年1作は、これまでの例ですが、しょうが無い事情が出来たとすれば、1年間管理、かつ1作以上したとすればですが、現時点で1年1作すれば良いとは当然言えるものではないです。今の時点でも、1年後2年後そのようなことがありますと話しをされればこちらからも今回農地としての売買ではないですと話しをして転用を進めます。現時点では確認できませんでした。</p>
議長	<p>現時点では近いエリアの委員さん方にいろいろ見ていただき、対応していただきたい。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第71号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第11、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が2件、第5条申請が7件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>8番 佐藤 瑛彦 委員</p>
8番委員	<p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料8ページから10ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、平成30年3月13日付けで農地法第5条許可済である営農型太陽光発電施設の一時転用を更新するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料11ページから13ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農業用倉庫を建築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農業用倉庫として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号1番、2番、4番については、別紙議案説明資料14ページから16ページ、17ページから19ページ、23ページから25ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。</p>

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね 300m 以内の区域の農地である第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 5 番については、別紙議案説明資料 26 ページから 28 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は既に農機具置場の跡地として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 3 年 1 月 25 日

現地調査委員 7 番 柴崎 専一 委員  
8 番 佐藤 瑛彦 委員  
10 番 佐藤 幸治 委員

議長

次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。

11 番 松野 秀郎 委員

11 番委員

登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 1 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第 5 条の進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 29 ページから 31 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び物置を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 7 番については、別紙議案説明資料 32 ページから 34 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えずに拡張するものであり、転用は妥当との意見で一致しました。



	<p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年1月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 11番 松野 秀郎 委員 12番 阿部 静男 委員 13番 鈴木 泰子 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第72号、議案第73号について、一括して質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
22番委員	4条申請進行番号1番について、営農型の太陽光発電ですが、今までも何年前ですか作っていたと思いますが、その生産性、今度はきちんとミョウガを作るとなっておりますが、今までの生産量はどのぐらいになっておりますか。
事務局	これまでも同じようにミョウガを生産しております。営農型のパネルの部分、下部の部分4アールになっておりますが、そこでミョウガを生産します。新規ではなく更新です。経過について県に生産についての内容の報告等を行っており、それに基づいて更新の内容になります。計画的なものについては、4アールの面積から約80kgと計画ではなっております。それに基づいて県の方とも精査しながら進めております。県と合同で審議しております。
22番委員	<p>今までの収穫量はいくらですか。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	再開いたします。
事務局	周りの部分については、元々営農型ではなく通常の太陽光でやっておりました。下部のミョウガの部分の数量、実数については今持ち合わせておりません。あくまで営農型としてミョウガでやっていくという目的の中で80kg程度というように数字は表示されております。
22番委員	私個人的にも本人を存じておりますが、年齢的にも80歳を過ぎており、自分の労力だけでは本当に営農型としてやれるのかなと懸念されるところがあります。今後営農型で申請される時に、少し注意し、どこまで出来るのか、全国でも営農型については他にもいろいろ例がありますので、きちんと精査していただきたいと思います。要望です。
議長	営農型について、収量について出てますが、その方々は数量は良いのだと。営

	<p>農型は営農型として太陽光を重視して、下の作物の数量に関してはあまりこだわらないようなことも今進んでおります。かといって今それがなるということではないですが、そのような方向になるということと、現時点では農業委員が言ったとおり、見込まれた数量をきちんとそれに向けて一生懸命頑張っていたいただくのは当然だと思います。ただ、管理としてそのような方向になるので、早ければ来年度中にももしかしたら少し緩和されるのかなということです。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第 72 号、議案第 73 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 72 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 72 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 73 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 73 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 74 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第74号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第74号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第13、議案第75号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が22件、利用権設定が40件となっております。 所有権移転の進行番号2番が 22番 上野 栄公 委員に、進行番号11番が18番 三塚 芳毅 委員に、利用権設定の進行番号5番及び6番が 8番 佐藤 瑛彦 委員に、進行番号16番が 7番 柴崎 専一 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 22 番 上野 栄公 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、22 番 上野 栄公 委員の退場を求めます。</p>
議長	<p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 75 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 75 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 2 番は原案のと</p>

	<p>おり決定しました。</p>
議長	<p>22 番 上野 栄公 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 11 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 18 番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、18 番 三塚 芳毅 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 75 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 11 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 75 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 11 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 11 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>18 番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番及び 6 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 8 番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、8 番 佐藤 瑛彦 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 75 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番及び 6 について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 75 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番及び 6 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p>

	<p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 5 番及び 6 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>8 番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 16 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 7 番 柴崎 専一 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、7 番 柴崎 専一 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 75 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 16 について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 75 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 16 番を</p>

<p>議長</p>	<p>採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 16 番は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>7 番 柴崎 専一 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>事務局</p>	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 75 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件について</p>



議長	は原案のとおり決定しました。
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>会議を閉じます。令和2年度第11回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和3年1月25日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 13番 鈴木 泰子

議事録署名人 14番 浅野 和宏